

公立学校共済組合が育児休業手当金の改訂について説明（8/23） —— 必要認められれば2歳まで支給期間を延長へ！ ——

193 国会で地方公務員等共済組合法が改正され、公務員の育児休業手当金の支給期間が延長されます。これは、雇用保険法等改正一括法の改正によって、特別の事情がある場合（保育所に入所できない等）に民間の育児休業期間が2歳まで延長できることとなり、育児休業給付金の支給期間も延長されることに併せて改正されたものです。改正内容は以下のとおりです。

1. 育児休業に係る子が1歳6ヵ月に達した日後の期間についても特別の事情により育児休業が必要であると認められる場合には、その子が2歳に達する日まで、支給期間を延長することができるようになる。

※ 特別の事情は、育児休業期間を1歳6ヵ月まで延長する場合と同じ

- ①保育所における保育を申し込んでいるにもかかわらず、1歳6ヵ月に達する日後の期間について保育所に入所できない場合
- ②子が1歳6ヵ月に達する日後の期間について、子の養育を行う予定であった配偶者が死亡、疾病、負傷、精神上的の障害等によって子の養育が困難な状態になった場合
- ③離婚等によって配偶者が育児休業に係る子と同居しないこととなった場合
- ④子が1歳6ヵ月に達する日から6週間以内に出産する予定、または産後8週以内である場合

2. 施行日は2017年10月1日

3. 適用となるのは、施行日以降に1歳6ヵ月に達する子

以 上

なお、育児休業手当金支給期間の延長については、1歳を1歳6ヵ月とする場合と、1歳6ヵ月を2歳とする場合のそれぞれについて、申請が必要となります。

各県の公立学校共済には、改正内容についての周知をはかるよう通知がされているとともに、今後「共済フォーラム」で知らせるとのことでした。